

(6) 介護保険事業者連絡協議会の役員改選について

那須塩原市介護保険事業者連絡協議会役員（案）

《任期：R3.4.1～R6.3.31》

| 役職名 | 氏名 | 事業者名・職名 |
|-----|--------|-------------------------------|
| 会長 | 渡邊 学 | 特別養護老人ホーム寿山荘 施設長 |
| 副会長 | 高梨 康弘 | 居宅介護支援事業所生きいきの里 管理者 |
| 副会長 | 高澤 寛人 | 菅間記念病院 通所リハビリテーション事業所 所長代理 |
| 書記 | 鈴木 真知子 | 居宅介護支援事業所 永寿庵 管理者 |
| 書記 | 西原 勇 | 居宅介護支援事業所 リアン 介護支援専門員 |

《任期：R6.4.1～R9.3.31》

| 役職名 | 氏名 | 事業者名・職名 |
|-----|-------|-------------------------------|
| | 高橋 順一 | ケアハウスハッピーオーシャン 施設長 |
| | 高梨 康弘 | 居宅介護支援事業所生きいきの里 管理者 |
| | 高澤 寛人 | 菅間記念病院 通所リハビリテーション事業所 所長代理 |
| | 國井 將司 | 株式会社ワールドステイ 那須地区統括 |
| | 西原 勇 | 居宅介護支援事業所 リアン 介護支援専門員 |

※役職については、来年度の役員会にて決定いたします。

那須塩原市介護保険事業者連絡協議会会則

(目的)

第1条 この会は、那須塩原市介護保険事業者連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）と称し、那須塩原市内において介護保険事業を円滑に進め、被保険者の立場に立った質の高いサービス提供を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 連絡協議会は、次の事業を実施する。

- (1) 各事業者間で抱える問題点の検討
- (2) 市民からの苦情、内容についての改善策の検討
- (3) その他事業者間の意見交換、調整等

(会員)

第3条 連絡協議会は、那須塩原市内の介護保険事業者で組織する。

(組織)

第4条 連絡協議会に次の役員を置き、会員の互選によってこれを定め、会長は役員会の互選により選出し、副会長、書記は役員の中から会長が指名する。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 書記 2名
- 2 会長は会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 役員任期は3年とし、補欠の場合は役員会で推薦し、補欠の役員任期は前任者の残任期間をもって充てる。

(会議)

第5条 連絡協議会は、会長が招集し、議長となる。

- 2 連絡協議会総会は、年1回開催するものとし、必要に応じて臨時総会を開催できるものとする。

(事務)

第6条 連絡協議会に関する庶務は、那須塩原市保健福祉部高齢福祉課で行う。

(その他)

第7条 この会則に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この会則は、平成17年4月7日から施行する。

附 則

この会則は、平成27年4月1日から施行する。